

## 株式会社山形屋に対する警告について

平成19年10月30日

公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社山形屋が販売する「地鶏炭火焼と冷や汁セット」及び「地鶏炭火焼セット」と称する鶏肉加工食品を詰め合わせた商品の表示について調査を行ってきたところ、次の事実が認められたことから、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、本日、同社に対し、警告を行った。

### 1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社山形屋	鹿児島市金生町3番1号	代表取締役 岩元 修士

### 2 違反被疑行為の概要

株式会社山形屋は、鶏肉加工食品を詰め合わせた前記2商品を一般消費者に通信販売するに当たり、インターネット上の自社ウェブサイト及び電子商店街の自社店舗において、以下のとおり、一般消費者に誤認される疑いがある表示を行っていた（表示については「別添写し」参照）。

商品名	地鶏炭火焼と冷や汁セット	地鶏炭火焼セット
表示期間	平成19年3月ころから同年8月ころまで	平成19年3月ころから同年6月ころまで
表示内容	「地鶏炭火焼と冷や汁セット」と記載した上で、「地鶏炭火焼：宮崎鶏を手焼で丹念に焼きあげ、食べきりサイズに詰めました。」と記載することにより、あたかも、地鶏肉を用いているかのように表示	「地鶏炭火焼セット」と記載した上で、「地鶏炭火焼：宮崎鶏を手焼で丹念に焼きあげ、食べきりサイズに詰めました。」と記載することにより、あたかも、地鶏肉を用いているかのように表示
実際	これらの鶏肉加工食品は、地鶏肉ではなく、プロイラーの肉を用いているものであった。	

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所取引課 電話 092-431-6031（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

(参考)

## 不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

### (目的)

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### (不当な表示の禁止)

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)